

1. 件名：「日本原燃(株)濃縮施設の設工認に関する面談」
2. 日時：令和5年7月25日(火) 13時30分～14時45分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
核燃料施設審査部門
(原子力規制部新基準適合性審査チーム)
古作企画調査官、大橋上席安全審査官、横山原子力規制専門員
日本原燃株式会社
濃縮事業部 濃縮保全部 施設計画課長 他4名

5. 要旨

- (1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、提出資料に基づき、令和5年4月26日の面談を踏まえた令和3年7月26日付けで認可された濃縮施設の新型遠心機の更新等の設計及び工事の計画の認可(以下「設工認」という。)申請に係る主配管の一部肉厚の変更(設工認申請書本文仕様表に記載している主配管の厚さの変更)並びに新規制基準適合に係る設工認申請に係る仕様表の一部誤記に関する扱いについて相談があった。
- (2) 原子力規制庁からは以下の点を伝えた。
 - ・ 新型遠心機の更新等の設工認申請に係る主配管の一部肉厚変更については、軽微変更届出を提出すること。その際の3S影響評価書については、今回の軽微変更による影響だけでなく、新型遠心機の更新等による影響も合わせて記載して提出すること。
 - ・ 新規制基準適合に係る設工認申請に係る仕様表の一部誤記については、既設設備の部分であり、元々の申請において仕様の変更を行っていない箇所での誤記であることが明らかなため、軽微変更届出は不要であり、記載に疑義が生じないように社内で誤記訂正を適切に行うこと。
- (3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「新型遠心機への更新等に係る設工認申請書の軽微変更届における記載方針について」

「ウラン濃縮加工施設 設工認申請書における誤記について」

参考

・令和5年4月26日

「日本原燃(株)濃縮施設の設工認に関する面談」

<https://www2.nra.go.jp/data/000428874.pdf>